

木津川市立小中学校 I C T情報教育推進機器整備事業概要書

1. 事業の概要

1-1 目的

現在の学習指導要領では、各教科等において随所に I C T活用が例示されている。よりよい授業を実現するために、教員が I C Tを活用して授業の準備を進め、授業のねらいを示し、学習課題への興味・関心を高め、学習内容をわかりやすく説明したりするために、教員による指導方法の一つとして I C Tを活用することは欠かせないものとなっている。本事業はこのような背景により整備された I C T機器の老朽化に伴い、機器の更新を行うものである。

2. 整備の詳細

2-1 機器の納品

プロジェクタ、マグネットスクリーンを組み立て、動作確認を行い、各学校へ納品すること。各学校内の納品場所については、落札者に対し木津川市学校教育課または学校担当者が指示する。なお、納品場所は各学校1箇所とする。

* 留意事項

- ・教育の場での使用ということから、本事業受注業者にあっては、整備後の機器・システムについて故障や不具合が生じた場合にも即時に対応・修復・改修できるようなサポート窓口を含む最善のサポート体制を持ってあたること。

2-2 機器納品校

木津川市木津町内垣外95番地	木津小学校
木津川市相楽清水1番地	相楽小学校
木津川市兜台4丁目4番地1	高の原小学校
木津川市相楽台5丁目17番地1	相楽台小学校
木津川市木津川台2丁目4番地	木津川台小学校
木津川市梅美台四丁目26番地	梅美台小学校
木津川市州見台一丁目32番地	州見台小学校
木津川市城山台六丁目1番地1	城山台小学校
木津川市加茂町里西上田11番地1	加茂小学校
木津川市加茂町例幣中切31、32番地	恭仁小学校
木津川市南加茂台12丁目11番地	南加茂台小学校
木津川市山城町上狛学校1番地	上狛小学校

木津川市山城町綺田局塚1 4番地	棚倉小学校
木津川市相楽高下4番地8	木津中学校
木津川市兜台6丁目1番地	木津第二中学校
木津川市州見台四丁目2 6番地	木津南中学校
木津川市加茂町大野烏田7 5番地	泉川中学校
木津川市山城町椿井柳田3 3番地	山城中学校

2-3 機器納品実施時期

令和4年2月28日までに完了すること

3. 運用サポート

機器納品後、機器の使用方法に関する質問等に速やかに対応できるようサポート窓口を設けること。

4. 保守

4-1 納品機器の保守期間

納品機器の契約不適合責任期間は基本的に機器引渡し後より1年間とする。

4-2 保守内容

① 対象範囲

令和4年3月1日から令和9年2月28日までのハードウェア機器全般とする。

② 各学校に納品した機器については、スポット対応（別途有償にて保守を実施。連絡後は速やかに対応）すること。ただし、障害の切り分け（訪問含む）、修理見積提示、修理に掛かるメーカーとの取次に掛かる費用は応札価格に含むこと。詳細については別途打合せのうえ決定すること。

③ 電話・FAXによる一元的な保守窓口を設け、機器不具合に関する質問や問合せ、修理対応依頼を受け付けること。機器の不具合に関する受付時間は、原則、お盆期間及び年末年始、祝日等を除く月～金曜日の午前9時から午後5時までとする。開設期間は機器納品日から賃貸借期間満了日までとする。連絡後は速やかに対応すること。

5. その他

① 整備完了後、下記の内容を記載した完成図書を木津川市学校教育課と学校に提出すること。

- ・納品機器の構成表（機器型番がわかるもの）
- ・機器使用方法について、簡潔にまとめたマニュアル

- ② 機器は、国内メーカー製とすること。
- ③ 機器は、備品管理や導入業者の混同の防止、保守対応の円滑さを考慮し、全て、事業名、導入年月、導入業者が明確に判別できるようにラベルを貼り付けること。
- ④ 機器開梱後の梱包材等は学校に残すことなく、全て引き取ること。